

緑水庵駐車場自動販売機設置場所の貸付け契約書（案）

秦野市と（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、自動販売機による受注者の商品の販売場所の貸付に関して、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付の対象となる自動販売機の設置場所は、次のとおりとする。

所在地	秦野市蓑毛270番地
設置場所	秦野市緑水庵駐車場入口付近植栽帯の一部
貸付面積	2.56平方メートル（奥行1.6m×幅1.6m）
貸付期間	令和8年8月1日から令和11年7月31日
設置台数	1台

（用途等）

第2条 受注者は、前条の貸付物件を、自動販売機を設置する用途に自ら使用しなければならない。

2 受注者は、自動販売機の設置に当たり「緑水庵駐車場自動販売機設置場所の貸付け仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和8年8月1日から令和11年7月31日までの間とし、更新しないものとする。

（貸付料及び支払方法）

第4条 貸付料は、税別売上金額（「おいしい秦野の水」の売上分を除く）に貸付料率〇.〇〇パーセントを乗じて得た金額（円未満は切捨て）とし、受注者は、発注者が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

2 受注者は、前項に定める貸付料に消費税を加算し、発注者が指定する期日までに支払うものとする。

（電気料の支払方法）

第5条 受注者は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用料を計測する子メーターを受注者の負担により設置するものとする。

2 受注者は、発注者が算定した電気料について、発注者が3か月ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに支払うものとする。

(延滞金)

第6条 発注者は、受注者が前2条の指定期日までに貸付料及び電気料を納入しなかったときは、その翌月から納入の日までの日数に応じ、年2.5%の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を請求することができる。

(売上報告書の提出等)

第7条 受注者は、本件貸付に係る自動販売機の売上状況を3か月ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに売上報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、速やかに受注者に納入通知書を送付するものとする。

(第三者への損害の賠償義務)

第8条 受注者は、貸付物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 発注者が受注者に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、発注者は、受注者に対して求償することができるものとする。

(設置等)

第9条 発注者は、販売機、販売機で販売する商品、売上金又はつり銭の盗難、販売機の毀損その他の販売機の維持、補修等についてその責を負わない。

2 販売機の設置、維持、補修、撤去その他の行為をするために要する経費は、受注者の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、発注者の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 発注者又は国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (3) 受注者が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

- (4) 受注者が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 受注者が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 受注者が、発注者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 受注者の信用が著しく失墜したと発注者が認めたとき。
- (8) 受注者が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 受注者が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うことにより、受注者が協定を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を受注者が妨げると発注者が認めたとき。
- (11) 前各号に準じる理由により、発注者が協定を継続することができないと認めるとき。

(原状回復)

第12条 受注者は、第3条に規定する貸付期間を満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、発注者の指定する日までに貸付物件を原状に回復して発注者に返還しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の決定)

第14条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項が発生したときは、発注者、受注者協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通保管する。

令和 年 月 日

発注者 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋昌和

受注者